

令和7年度第2回熱海市国民健康保険運営協議会資料

令和8年1月15日
市民生活課保険年金室

目次

審議事項

- 1.熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について 3
- 2.熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について 4

報告事項

- 1.令和6年度国民健康保険事業特別会計決算概要 6
- 2.令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算概要 7
- 3.国民健康保険税の軽減判定基準の改正について 8

その他

1. 令和8年度に予定される審議案件について 9

1. 熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

令和7年度中の地方税法施行令の改正により、国保税の医療分の限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額が24万円から26万円に引き上げられています。

賦課限度額の引き上げは、限度額に到達せず過重となっている中・低所得者層の負担を軽減し、高所得者層に応分の負担を求める措置です。

つきましては、施行令の限度額に合わせ、**医療分の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を24万円から26万円に**引き上げることとし、令和8年度から改正しようとするものです。

賦課限度額を法改正どおりに引き上げた場合、試算では159万円程の保険税調定額の増額となり、限度額を超過する世帯数は医療分後期分ともに4世帯ほど減少する見込みです。

< 熱海市の国民健康保険税率 >

区分	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	令和8年度 賦課限度額 (案)
医療分	6.5%	32,200円	24,700円	65万円	66万円
後期支援金分	0.7%	5,400円	8,000円	24万円	26万円
介護分	1.6%	9,400円	5,000円	17万円	17万円(据置)

2. 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新たな仕組みとして、政府が全ての医療保険者・被保険者に負担を求める「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設されます【別紙】。

県内各市町は、静岡県に納入する子ども・子育て支援納付金に充てるため、令和8年度から子ども・子育て支援納付金課税額分として新たに国民健康保険税を賦課することとなりました。

令和8年度の本市の子ども・子育て支援納付金については、静岡県から「支援納付金算定額」として提示され、これに充てるための税率についても「標準保険税率」として合わせて提示されている状況にあります。

この標準保険税率をもとに、本市が算定した「保険税率(案)」は、次のとおりとなります。

静岡県提示 支援納付金算定額 26,971,606円

	所得割率	均等割額合計 (均等割額・18歳以上均等割額)	賦課限度額
県提示 本市標準保険税率	0.27%	1,885円(1,787円・98円)	3万円
本市保険税率(案)	0.27%	1,800円(1,700円・100円)	3万円

※本市保険税率(案)は、標準保険税率をベースに100円単位で端数調整

※18歳以上均等割額とは、10割軽減される子どもの均等割総額を18歳以上の被保険者で負担する仕組み

1. 子ども・子育て支援金制度とは

- 国は「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、総額3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。
- その後「子ども・子育て支援金制度」の創設を内容に含む法律が令和6年6月12日に成立しました。
- 令和8年度以降、医療保険者は医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料等とあわせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し「子ども・子育て支援納付金」として国に納付します。
- 支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、9年度8,000億円、10年度1兆円規模となる予定です。

こども未来戦略(加速化プラン)に基づく給付等の拡充

こども家庭庁

- 児童手当の抜本的拡充
- 妊婦のための支援給付
- こども誰でも通園制度の創設 など

子ども・子育て支援納付金を納付

市町村国保など

会社の保険など

被保険者から保険料(税)の一部として徴収

2. 国民健康保険税について

- 国民健康保険税は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。
- これらに加え、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援金分」の賦課・徴収が必要となります。※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る均等割は賦課されません。

医療分

後期分

介護分



子ども・子育て支援金分

3. 被保険者への影響について (国の試算)

- 国の試算によると、国民健康保険の「加入者1人当たりの支援金額(平均月額)」は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みとされています。

加入者1人当たり
支援金額(平均月額)

R 8
250円

R 9
300円

R 10
400円

報告事項

1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算概要

- 歳入については、収入総額4,258,767,890円、前年度決算額4,646,051,155円との対比で91.7%、387,283,265円の減収。
- 歳出については、支出総額4,240,542,011円、前年度決算額4,617,315,278円との対比で91.8%、376,773,267円の減収。
- 歳入歳出差引額は18,225,879円となり翌年度へ繰越。

令和6年度国民健康保険事業特別会計決算概要								(単位：円)
歳入				歳出				
費目	決算額	前年度決算額	前年度対比	費目	決算額	前年度決算額	前年度対比	
01国民健康保険税	842,911,477	895,594,655	△ 52,683,178	01総務費	116,426,158	111,439,939	4,986,219	
02使用料及び手数料	384,017	429,054	△ 45,037	02保険給付費	2,866,873,968	3,179,849,458	△ 312,975,490	
03国庫支出金	8,678,000	149,000	8,529,000	03国民健康保険事業 費納付金	1,182,442,145	1,232,988,612	△ 50,546,467	
04県支出金	2,929,762,363	3,248,561,058	△ 318,798,695	- 共同事業拠出金 (令和6年度から廃止)	0	117	△ 117	
05財産収入	647,260	172,603	474,657	04財政安定化基金拠 出金	0	0	0	
06繰入金	414,316,581	416,841,156	△ 2,524,575	05保健事業費	44,217,778	44,744,810	△ 527,032	
07繰越金	28,735,877	44,285,244	△ 15,549,367	06基金積立金	647,260	172,603	474,657	
08諸収入	33,332,315	40,018,385	△ 6,686,070	07公債費	0	0	0	
09市債	0	0	0	08諸支出金	29,934,702	48,119,739	△ 18,185,037	
				09予備費	0	0	0	
歳入合計	4,258,767,890	4,646,051,155	△ 387,283,265	歳出合計	4,240,542,011	4,617,315,278	△ 376,773,267	
※歳入06繰入金のうち基金からの繰入金は52,000,000円です。				歳入歳出差引額	18,225,879			

年度末の被保険者数		
	令和6年度	前年度対比
世帯数	5,773世帯	△384世帯
被保険者数	7,661人	△579人

国民健康保険事業基金残高（円）	
令和5年5月末現在	1,286,046,069円
令和6年5月末現在	1,276,558,672円
令和7年5月末現在	1,225,205,932円

2. 令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算概要

令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算算定額（積算時点）							（単位：千円）	
歳入				歳出				
費目	予算額	前年度予算額	前年度対比	費目	予算額	前年度予算額	前年度対比	
01国民健康保険税	804,478	813,366	△ 8,888	01総務費	132,282	131,816	466	
02使用料及び手数料	500	500	0	02保険給付費	2,996,580	3,203,223	△ 206,643	
03国庫支出金	786	71	715	03国民健康保険事業 費納付金	1,258,601	1,169,647	88,954	
04県支出金	3,050,952	3,263,235	△ 212,283	04財政安定化基金拠 出金	1	1	0	
05財産収入	1	1	0	05保健事業費	51,784	50,161	1,623	
06繰入金	576,544	471,680	104,864	06基金積立金	1	1	0	
07繰越金	1	1	0	07諸支出金	34,851	34,851	0	
08諸収入	42,838	42,846	△ 8	08予備費	2,000	2,000	0	
歳入合計	4,476,100	4,591,700	△ 115,600	歳出合計	4,476,100	4,591,700	△ 115,600	

3. 国民健康保険税の軽減判定基準の改正について

- 国民健康保険税は、前年中の所得が法令等に定められている金額以下の世帯について、均等割額・平等割額をそれぞれ7割、5割又は2割相当額を軽減しています。令和7年4月1日に施行された地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）により、当該軽減措置の判定基準となる金額が引き上げられたことに伴い、本市においても熱海市国民健康保険税条例の改正を行い、令和7年度以降の軽減判定基準を引き上げました。
- 引き上げた内容につきましては、次のとおりとなります。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 29万5千円から1万円を上げて30万5千円としました。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 54万5千円から1万5千円を上げて56万円としました。

	令和6年度まで	令和7年度以降
7割軽減基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減基準額	43万円 + <u>29万5千円</u> × (世帯に属する被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 30万5千円 × (世帯に属する被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	43万円 + <u>54万5千円</u> × (世帯に属する被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 56万円 × (世帯に属する被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

そ の 他

1. 令和8年度に予定される審議案件について

●熱海市国民健康保険税について

① 介護納付金分の賦課方式の変更

「静岡県国民健康保険運営方針」において、令和8年度末までに県内全ての市町で、平等割を廃止し所得割・均等割の2方式に変更することが定められているため、熱海市においては、令和9年度賦課分からこれを適用し、合わせて現行税率を見直す方向で検討し、お諮りいたします。

② 子ども・子育て支援納付金課税額分の改正について

子ども・子育て支援納付金は、段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、9年度8,000億円、10年度1兆円規模となる予定です。

これに伴い支援納付金課税額分についても、令和8年度中に静岡県から示される標準保険税率の改定情報をもとに当該税率を改正する方向で検討し、お諮りいたします。

国民健康保険税	令和8年度			令和9年度以降		
医療給付基礎分	所得割 (6.5%)	均等割 (32,200円)	平等割 (24,700円)	現 行 ど お り		
後期高齢者支援金等分	所得割 (0.7%)	均等割 (5,400円)	平等割 (8,000円)	現 行 ど お り		
介護納付金分	所得割 (1.6%)	均等割 (9,400円)	平等割 (5,000円)	所得割 (標準保険税率をもとに見直し)	均等割	廃止
子ども・子育て支援納付金分	所得割 (0.27%)	均等割 (1,800円)	—	所得割 (標準保険税率をもとに見直し)	均等割	—